

## 茨城県学校長会小・中学校部会規程

(趣 旨)

第1条 茨城県学校長会会則第4条第3項の規定に基づく部会に関し、必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 部会は、この会の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 学校教育の振興及び学校の連絡協調に関すること。
- (2) 全国学校長会その他関係機関・団体との連絡提携に関すること。
- (3) その他必要な事業に関すること。

(部 長 等)

第3条 部会に部長1名及び副部長2名を置き、この会の会長及び副会長のうちからこれに充てる。

(職 務)

第4条 部長は、部会を代表して、会務に当たり、会長の承認を経て委員を招集し、会議の議長となる。

(委 員)

第5条 委員は、それぞれ支部ごとに1名とする。

付 則

- この規程は、昭和52年4月1日から実施する。